

別府市議会交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会交際費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、交際費の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(交際費の執行)

第2条 交際費は、別府市議会議長（以下「議長」という。）又はその代理者が別府市議会（以下「市議会」という。）を代表して対外的活動を行うに必要な外部との交際上要する経費であり、交際費の執行に当たっては、社会通念上妥当であると認められる範囲内で、必要最小限の支出に努めるものとする。

(支出基準)

第3条 交際費は、別表に定める基準により支出するものとする。ただし、当該基準によることが適当でない事例が生じた場合は、議長は、その都度、支出の可否を決定するものとする。

(公表)

第4条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

2 交際費の公表は、次の表の交際費を支出した期間に応じ、同表の定める期限までに別府市議会ホームページに掲載する方法により行うものとする。

支出した期間	公表する期限
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日

10月1日から12月31日まで	翌年1月31日
1月1日から3月31日まで	4月30日

(見直し)

第5条 議長は、交際費の支出内容及び支出額が市民の金銭感覚と乖離しないよう常に社会経済状況の変化を十分に考慮し、別表に定める基準を適宜見直すものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 第4条の規定は、平成29年度分の交際費から適用する。この場合において、同条第2項中「交際費の公表は、次の表の交際費を支出した期間に応じ、同表の定める期限までに」とあるのは、「平成29年度分の交際費の公表は、平成30年4月30日までに」とする。

別表（第3条関係）

支出区分	支出内容	基準額
慶 祝	市政又は市議会運営に係る個人及び団体の慶事に係る経費	会費実費額。ただし、会費の明示のない場合は、1万円以内の額とする。また、議長が特に必要と認める場合は、生花等についても社会通念上妥当と認められる範囲内で別に支出できるものとする。

弔 慰	市政又は市議会関係者及びその親族に対する香典、供花等に係る経費	2万円以内の額。また、議長が特に必要と認める場合は、供花等についても社会通念上妥当と認められる範囲内で別に支出できるものとする。
見 舞	市政関係者等の病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費	1万円以内の額
賛 助	各種団体等の主催する行事、事業等への協賛に係る経費	1万円以内の額
贈 呈	国内外の市政、市議会関係者等の来訪又は訪問等に対する記念品及び土産品に係る経費	2万円以内の額
会 費	各種団体等の総会、大会、式典、行事、懇親会等への参加に係る経費	会費実費額。ただし、会費の明示のない場合は、1万円以内の額とする。
その他	市政又は市議会の運営上特に支出する必要があると議長が認める経費	社会通念上、妥当と認められる範囲内の額

備考 表に定める金額は、消費税等相当額を含まないものとする。